イスラ ムにおける非ムスリムの 利（12/13）：社会保障

：

明:

しく困 している非ムスリムは、イスラ ム法の下で社会保障を受ける 利を有します。 史のなかで、非ムスリムが公的 金から受 していた例を てみましょう。

目: 事 代におけるイスラ ムとノンムスリム

より: IslamReligion.com（サ リフ アル＝ア イド博士による ）

日10 Dec 2012

集日 10 Dec 2012

近代の福祉国家は、 しい市民に福祉を提供していますが、イスラ ムではあらゆる国家に先行して社会保障を 施していました。イスラ ム法では、ザカ （ の喜 ）とサダカ（任意の喜 ）によりムスリムに必要な 的援助を与えます。ザカ は裕福なムスリムが しいムスリムを支援するための であり、サダカは困 者の手助けを希望する者の 人的裁量に任されました。イスラ ムによって提供されたこの社会保障は、非ムスリムにも 用されました。イスラ ム法は、ムスリム 非ムスリムを わず、国家が障害を持つ くことの出来ない市民を うことも命じます。彼らは公的 金から受 されますが、 政者がそうしなかった合、それは怠慢から来るものなのです。 史には、ムスリムが非ムスリムに社会保障を提供した多くの例が されています。イスラ ムにおける第二のカリフ、ウマル ブン アル＝ハッタ ブは、ある家の前で物乞いをする盲目の老人を かけました。ウマルは彼がどの宗教に属するのかを ねました。老人は彼がユダヤ教徒であると述べました。ウマル

は彼に ねました。「なぜあなたはそんなことをしているのですか? 」老人は言いました。「そんなことは私に かないでくれ。 困と老年に いてくれ。」ウマルはその老人を自宅に れ り、自分のお金から彼に分け与え、 官にこう命じたのです。「この老人、そして彼と同 の境遇にある人々の世 をしなければならない。我々は彼のような人々に尽くしてこなかった。我々と共にある人々は、老年に して惨めになるようであってはならないのだ。」また、ウマルは彼、そして同 の人々からジズヤの支 いを免除したのです[1]。

ハ リド ブン アル＝ワリ ドによるイラクの都市ヒ ラの人々への手 には、 の例を 出すことが出来ます。彼による停 定の申し出には、このように かれています。

「もしも神が我々に 利をもたらすのであれば、契 の民は保 されるであろう。彼らには神により 束された 利があるのだ。それは神がかれの 言者に して せられた最も 格な契 なのである。また彼らには して破ってはならない が せられている。もし彼らが征服されたなら、彼らは快 な生活をし、必要なものすべてが与えられる。 くことの出来ない老人、身体障害者、自らの地域で喜 を受 している者たちからはジズヤの支 いを免除するよう、私は命じられている。ムスリムの土地、またはムスリムが移住した共同体に居住する限りにおいて、彼らと彼らの扶 家族には公 からの支 を受ける。もし彼らがムスリムの土地から移住したのであれば、彼らと彼らの扶 家族はいかなる利益を受け取る格もなくなる。」[2]

の例は、二代目正 カリフ、ウマル ブン アル＝ハッタ ブがダマスカスを れた にも られます。彼はキリスト教徒のハンセン病患者の集 の前を通りがかりました。彼は彼らへの喜 と定期的な食料支 がされるよう、命じました[3]。

初期カリフの一人として著名なウマル ブン アブドル＝アズィ ズは、イラクのバスラにいる彼の代理人にこうした手 を しています。「あなたの地域に居住する契 の民で、老年に し、稼ぎを得ることが出来ない者を探し、彼らが必要性を たすことの出来るよう、公 から定期的に支 するのだ。[4]

初期のムスリムの一部は、ラマダ ン の喜 （ザカ トル＝フィトル）を、次のクルア ンのの理解に基づき、キリスト教徒の修道士たちに支 していました[5]。

“??”??????60?8?9?

く 利、住居の 利、移 の 利、就学の 利など、その他の 利も存在[6]しますが、それらが基本的であり当たり前のものとして受け取られていることから、本稿では省略しました。しかし、 へと む前に、次の点が指摘されなければならないでしょう。
本稿では、ムスリム 国に住む非ムスリムが、非ムスリム 国では与えられないような 利を享受出来ることを明 にしました。一部の 者の方々は、それらの 利は 史上すでに存在しており、ムスリム 国に住む非ムスリムの は、 在 なるものだと を唱えるかもしれません。著者の 人的な としては、依然として非ムスリムはそれらの 利の一部、あるいは更に多くを享受しています。全能なるアッラ は、私たちに であるよう命じるのです。

“??”??????4?135?

さらに、ムスリム 国に住む非ムスリムの状 を、非ムスリム 国に住むムスリムの状 と比べたのであれば、それが 在であれ 去であれ、非常に大きな格差を 出すでしょう。十字征の や、スペインでの 端 、または中共 ソビエト 邦において、ムスリムたちはどのような いを受けてきたでしょう?
在においてもバルカン半 、ロシア、パレスチナ、インドでは何が起きているでしょうか?
公正さ、真 、正 に基づいた答えを出すためには、熟考が必要とされます。アッラ こそは最も公正な 判であり、かれはこのように述べています。

“???”??????5?8?

Footnotes:

1 Abu Yusuf, *Kitab al-Kharaj*, p. 136

2 Abu Yusuf, *Kitab al-Kharaj*, p. 155-156

3 Qaradawi, Yusuf, *'Ghayr al-Muslimeen fil-Mujtama' al-Islami,'* p. 17

4 Abu Ubayd, *al-Amwaal*, p. 805

5 Sarkhasi, *'al-Mabsut,'* vol 2, p. 202

Jassas, *'al-Ahkam ul-Quran,'* vol. 3, p. 215

6 *Public Regulations Relevant to non-Muslims*, p. 43-58.

この 事のウェブアドレス:

https://www.islamreligion.com/jp/articles/396

著作 2006-2015 断 を禁じます。 2006 - 2023 IslamReligion.com. 断 を禁じます。